横浜市地域活動支援センター事業障害者地域作業所型（利用契約書ひな形）

（事業所名）利用契約書

　○○法人○○が開設する横浜市地域活動支援センター事業障害者地域作業所型事業所の○○○○（以下「事業所」という。）の利用者（以下「利用者」という。）が、事業所を運営する事業者（以下「事業者」という。）から提供される地域生活支援サービスを受けることについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（目的）

第１条　本契約は、利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、事業者が利用者に対して必要な地域生活支援サービスを適切に提供することを定めます。

（期間）

第２条　本契約の契約期間は、○○年○月○日から○○年３月31日までとする。

ただし、本契約期間満了日までに利用者から事業者に対し、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。自動更新する場合、事業者は利用者に対し更新の意向を確認し、「次年度通所意思確認表」に必要事項を記載し、記名・押印します。

（個別支援計画）

第３条　事業者は、利用者について支援に関する計画を作成し、利用者の状況等を勘案し、必要な見直しを行います。

（サービス内容）

第４条　事業者は、地域生活支援サービスを提供するために必要な従事者、設備及び備品等を整備し、創作的活動又は生産活動の機会等の提供及び社会との交流の促進等を前条に定める個別支援計画に基づいて適切に提供します。

（実費負担額）

第５条　実費負担額は、１か月ごとに計算し、利用者はこれを○○までに支払います。

（事業者の基本的義務）

第６条　事業者は、利用者に対し、自立の促進や生活の質の向上等を図ることができるよう、必要なサービスを適切に行います。

２　事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、サービスを提供します。

（事業者の具体的義務）

第７条　事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。（安全配慮義務）

２　事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に対応します。（説明義務）

３　事業者及びサービス従事者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者や利用者家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き、第三者に開示することはありません。（守秘義務）

４　事業者は、利用者又は他の利用者等の生命若しくは身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。（身体拘束の禁止）

５　事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から５年間保存します。利用者は、事業者の窓口業務時間（毎週○曜日～○曜日　○○時～○○時）に自分の記録を見ることができ、実費負担によりコピーすることもできます。（記録保存整備義務）

（事故と損害賠償）

第８条　事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市役所、区役所及び利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じます。

２　事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって、利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

（契約の終了事由）

第９条　本契約は、次の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

（１）利用者が死亡した場合

（２）事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

（３）事業所の滅失や重大な破損により、サービス提供が不可能となった場合

（４）事業者が登録を取り消された場合又は登録を辞退した場合

（５）第10条から第12条までの規定に基づき本契約が解除の場合又は解除された場合

（６）第２条の契約期間が満了した場合（ただし、満了前に契約更新の手続きが取られた場合は除く）

（利用者からの中途解約）

第10条　利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の○日前までに事業者に通告するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

（利用者からの契約解除）

第11条　利用者は、事業者又はサービス従事者が次の各号に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

（１）事業者又はサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合

（２）事業者又はサービス従事者が、第７条第３項に定める守秘義務に違反した場合

（３）事業者又はサービス従事者が、故意又は過失により利用者又は利用者家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（４）他の利用者が、利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合又は傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応を取らない場合

（事業者からの契約解除）

第12条　事業者は、利用者が次の各号に該当する場合には、本契約を解除することができます。

（１）利用者に支払能力があるにもかかわらず第５条に定めるサービス利用料金の支払いが○か月以上（※最低３か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合

（２）利用者が、他の利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

（３）利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

（苦情解決）

第13条　利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

２　利用者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てること、また、重要事項説明書に記載された都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情を申し立てることができます。

（協議事項）

第14条　本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は横浜市の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書２通を作成し、利用者、事業者が記名押印のうえ、各１通を保有するものとします。

○○年○月○日

事業者住所　　（法人所在地）

事業者名　　　（法人名）

代表者氏名　　　理事長　　　○○　○○　　　　　　　印

利用者住所

利用者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印